

審査基準等の主な改正点

1 開発許可に係る道路幅員等の審査基準の見直し

都市計画法第33条に規定する開発許可基準のうち、道路幅員の取り方に関する審査基準を見直しました。具体的には、土地区画整理事業等の都市計画事業で設置された道路（区画道路）については、同事業の施行により道路を整備したことを踏まえ、次のとおり見直しました。

(1) 道路の幅員（審査基準都33-3号）

開発区域の敷地が接する範囲における道路（前面道路）幅員について、転落防止用のガードレールが設置されている場合、区画道路の設計がガードレールの外側で計画されているものについては、ガードレールの内側で必要幅員を確保することを要しないこととしました。

また、ガードレールがなく、道路と相当の高低差のある側溝がある場合、区画道路の設計が側溝の外側で計画されているものについては、側溝の内側で必要幅員を確保することを要しないこととしました。

(2) 道路交差部のすみ切りの長さ（審査基準都33-3号）

区画道路については、開発許可に係る道路の幅員要件について、3センチメートル以内の施工誤差を認めているため、これと同様に、道路交差部のすみ切りの長さについても、3センチメートル以内までの施工誤差を認めることとしました。

2 開発区域に至る道路に関する資料の添付（開発許可制度の手引77頁）

開発区域に至る道路（接続先道路）の経路、幅員の確認のため、これらが示された図面を「経路図」として、開発許可申請に必要な図面としました。

3 その他規定整備

表記、表現等について、適切なものに改め、分かりやすいものとしました。